

ACSV MONTHLY LETTER

追加経済対策の税制改正が国会を通過し、中小法人の交際費と住宅取得資金の贈与税について、減税されることとなりました。

● 交際費課税の見直し

交際費について、資本金1億円以下の中小法人の限度額が「400万円」から「600万円」に引き上げられました。なお、限度額内でも10%は損金算入できないので、損金となる上限は「540万円」となります。

これは平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されるので、21年4月決算法人の6月申告からとなります。

交際費の限度額が400万円 600万円	
対象	資本金1億円以下の中小法人
適用時期	平成21年4月1日～終了する事業年度

● 贈与税の軽減

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、実父母や実祖父母から住宅購入資金の贈与を受けた場合、その2年間を通じて500万円までの贈与税が非課税とされます。

この特例は、一般の暦年課税の非課税枠(110万円/年)または相続時精算課税の非課税枠(3,500万円)とあわせて適用できます。

住宅取得のための贈与は500万円まで追加で非課税	
対象	20歳以上の個人
適用時期	平成21年1月1日～22年12月31日

税務カレンダー

	内容	備考
7月	所得税予定納付(第1期) 源泉所得税納付(納期特例・上期分)	減額申請ができます。
8月	個人事業税納付(第1期) 個人住民税納付(第2期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ電子メールでお願いしております)